

『明治地方財政史・』(劉草書房、2001年12月)

経済学部教授 高 寄 昇 三

日本の地方財政史の研究は、断片的には多くの労作があるが、通史としてはごく限られている。代表的な著作は藤田武夫氏の『日本地方財政制度の成立』(昭和16年)、『日本地方財政発展史』(昭和24年)、『現代日本地方財政史・上中下』(昭和51~59年)である。

本書は近年の研究成果をふまえて、地方財政史を通史としてまとめた著作の第1巻である。その研究の視点は次のようにいえるであろう。

第1に、従来の地方財政史は、農村財政にやや傾斜していたが、都市財政の側面からも研究していき、バランスのとれた複眼的な視野での分析を試みた。

第2に、制度史として総合的に論究していった。地方税体系、財源調整制度、国庫補助金システムなど、網羅的に制度の解明を行った。

第3に、地方財政において制度とともに、制度がどのように運用されていったか、国・地方の政府間財政関係、地方官対府県会など、地方財政の実際の運用面にも論究していった。

本書は明治維新から三新法制定までの11年間をあつかっているが、従来、総合的なまとめがなかった分野であるので、それなりに研究の成果もあった。

第1に、係数的資料の不十分な時期であるが、『明治前期財政経済史料集成』などを利用することで、なんとか明治維新期の地方財政全体像が浮き彫りにすることができた。

第2に、明治維新时期は、財源調整措置は制度的には誕生していないとみなされていた。しかし奇形的なシステムであるが、常備金制度があり、中央政府による地方財政への財源補填措置がなされていた。

地方債制度もなかったが、政府資金による間接的資金措置がなされている。

今日の地方財政制度と同様の地方税、財源調整、補助金、地方資金と、明治維新时期から地方財政制度は整備されていたのである。

第3に、今日のいうところの政府間財政関係もすでに問題が発生しており、補助金行政と許認可行政を車の両輪とする、中央統制のシステムは完備されていた。

維新政府はこの制度の完成をめざしたが、急ぎすぎた改革として、旧慣への譲歩を余儀なくされている。明治地方財政史は多くの研究がなされているが、まだ未開拓の分野である。たとえば三業賦金の処理、土木費の負担区分、補助金会計の聖域化など、明治地方財政が近代的自治制度として成熟していくには、余りにも多くの非近代的要素が存在していた。

明治維新期の地方財政の形成において、中央集権的要素と地方分権的要素とが対立したが、次第に集権的制度化が浸透していった。

今日の地方財政は近代的な装いを帯びているが、そのルーツは明治地方財政にあり、中央政府も地方自治体も、建前と本音を使い分けてきたことは、明治地方財政をみても如実にわかる。

明治地方財政史を解明することが、今日の地方財政改革の処方箋を書くことにもなる。『明治地方財政史・第2巻』は、平成14年1月に刊行の予定である。